

～事業所の皆様へ～

可燃ごみの「分別」の徹底をお願いします

令和3年度、岩沼東部環境センターに搬入された「事業系可燃ごみ」の量は12,819ト（全体：44,773ト）であり、全体の28.6%を占めています。

また、搬入された可燃ごみの中には、「紙類」や「プラスチック製容器包装類」など、多くの「資源化が可能なごみ」が混入している状況にあります。

このため、事業所の皆様に、可燃ごみにおける分別の徹底と、分別によるごみの減量化をお願いするものです。

【岩沼東部環境センターごみピット状況】

岩沼東部環境センターの焼却施設には、当該施設の処理能力を超える可燃ごみが搬入されています。

時期によっては、受入れが困難な状況となり、焼却処分を他の施設へ委託するなど、ごみ処理がひっ迫する状況が発生しております。

可燃ごみが積み重なったごみピット状況



【可燃ごみへの資源物の混入状況】



【分別可能な資源物】

資源物は、種類ごとに分別したうえで搬出してください。
なお、弁当の容器など可燃ごみとせず、水ですすいで資源ごみとして出して
ください。

<紙 類>



〔例〕

- ・紙箱
- ・紙袋
- ・封筒
- ・カレンダー
- ・カップ麺容器（紙素材）
- ・コーヒーカップ
- ・コピー用紙
- ・包装紙等

<プラスチック類>



〔例〕

- ・カップ麺容器（プラ素材）
- ・コンビニ弁当容器
- ・お菓子袋
- ・コーヒーカップ蓋
- ・梱包袋（プラスチック製品）
- ・ペットボトルキャップ
- ・ヨーグルト容器等

【可燃ごみを出す際のお願い】

可燃ごみの搬出状況について、今後、抜き打ちで収集車内の積載物検査（展開検査）を行います。その際、分別の徹底がなされていない事業者に対しては指導等を行うこととなります。事業者の皆様におかれましては、排出段階から種類に応じた分別の徹底をお願いします。なお、可燃ごみ以外の事業系ごみにつきましても分別の徹底をお願いします。

名取市・岩沼市・亶理町・山元町
亶理名取共立衛生処理組合